

大串博志衆議院議員 資料要求 回答資料（案）

第1 農業用水の問題に関連する資料

1 代替水源の検討状況について

答弁書「一」では、(イ)ため池の設置は「広大な遊休地の確保が困難」、(ウ)河川余剰水の利用は「渇水時に利用可能な余剰水は存在しない」、(エ)本明川流域における河口堰の設置は「多額の建設費用を要する」との一定の検討を示されているため、その根拠資料

(回答)

(イ) 第1の6（別添資料③）でお答えするとおりため池の設置には広大な土地面積が必要となる。

（参考）中海干拓地における農地と暫定ため池用地の面積

揖屋工区 農地203ha、暫定ため池用地7.5ha

安来工区 農地74ha、暫定ため池用地6.6ha

諫早湾干拓地は農地が672ha存在し、これらの暫定ため池用地の数倍にのぼる土地の面積が必要となると想定されるが、諫早湾干拓地周辺には、ため池が設置できるような広大な遊休地が存在せず、答弁書において「広大な遊休地の確保が困難」と回答したものである。

(ウ) 一般的に、既存河川において新規の水利権の許可を得るためには、10年に1回程度の渇水年における取水予定地点の流量（1/10渇水流量）から、既得水利権と河川の維持流量の合計を引いて残余がある場合に限られる。

調整池に流入する河川において、これらを検討した場合、1/10渇水流量が既得水利権と河川の維持流量を下回ることから、「諫早湾流入河川に余剰水量は存在しない」と回答したものである。

(エ) 例えば、筑後川に建設された筑後大堰（昭和60年3月竣工）は、総延長502m、総事業費約340億円、長良川に建設された長良川河口堰（平成7年3月竣工）は、総延長661m、総事業費約1,500億円となっている。

仮に本明川に河口堰を設置することになれば、設置位置にもよるが、総延長は数百メートルになると考えられ、総事業費については上記の事例等を参考として「多額の建設費用を要する」と回答したものである。

2 計画水量について

(1) 答弁書「二」では、消費水量に関して、「事業の実施により造成した小江干拓地における実測値を基に算定した」とされているが、実測の対象とされた小江干拓地の農地の面積、農業形態（施設園芸か農地栽培か等）、営農計画に関する資料及び消費水量492万m³を算出した具体的な計算式を示す資料

(回答)

小江干拓地における実測値は、本事業により造成した小江干拓地において長崎県が試験ほ場(4.0ha)を設置し、ばれいしょ、たまねぎ、はくさい及びにんじんの試験栽培を行い、土壌水分調査を実施し、その結果から日消費水量を求めたものである。また、消費水量492万m³は別添資料①のとおりである。

(2) 本件干拓農地の近郊にある諫早市飯盛北部地区(畑作)の実測値では1ヘクタールあたり932m³であるが、本件干拓農地上記(1)の計画水量と異なる理由を示す資料

4/21に提出予定

(3) 答弁書「二」及び「五②」では、10年に一度の渇水に対応するために昭和36年から平成12年までの40年間のうち有効雨量が4番目に少ない平成8年(年間総雨量1593mm)を基準年としたということであるが、諫早地域において、上記期間において、実際の渇水被害の有無及びこれによる農作物被害の状況について明らかにする資料

4/21に提出予定

3 今後の実績水量の増加の見込みについて

答弁書「三」及び「四」では「入植者及び増反者の営農計画によれば、今後、畑地かんがいによる営農の定着は着実に進むことが見込まれることから、調整池からの取水量も増加する」などとされているが、その予測を裏付ける入植者及び増反者の営農計画の内容及びその実現可能性に関する資料

(回答)

「入植者及び増反者の営農計画」は、入植者及び増反者が、3年後の営農計画として諫早湾干拓農業者募集時に「諫早湾干拓農地借受申出書」に記載し、(財)長崎県農業振興公社に提出している。

(財)長崎県農業振興公社においては、別添資料②のように、営農計画の実現性等について点数化して総合的に評価しており、これに基づき干拓地の農業者を決定しており、3年後の営農計画の実現性は高いものと判断している。

なお、「諫早湾干拓農地借受申出書」は、個人情報に該当し、(財)長崎県農業振興公社より公表できない旨、聞いている。

4 地下水ポンプについて

2経営体の使用する地下水ポンプの目的は、農作物流通加工施設での農作物の洗浄用水とされ、平成20年8月から平成21年1月まで(6ヶ月)で2900立方メートルの使用量があるとのことであるが、上記使用量には、農業かんがい用水としての利用は全く含まれていないのか、また、目的外利用はないと把握しているのか、この2点を示す資料

(回答)

中央干拓地の地下水ポンプを利用している2経営体について、九州農政局と長崎県が合同で聞き取り調査を行ったところ、農産物の洗浄用水以外に、一部かんがい用水として使用していたことが判明した。

しかし、2経営体に、「地下水ポンプは、農産物の洗浄用水として使用することを目的に設置したもの」である旨説明し、ご理解頂いたと聞いている。

5 下水処理水の再利用について

(1) 答弁書「八」では、「人体や畑作物への影響は、畑作物の種類や下水処理水の水質等によって異なる」としているが、諫早中央浄化センターの処理水の水質項目（窒素、リン、COD、SSなど）に照らして、本件干拓農地の作付作物ごとに、その影響を示した資料

(回答)

諫早干拓地の作付作物に対する下水処理水のかん水利用による影響を調査した資料は存在しない。

(2) 答弁書「十①」では、下水処理水の農業用水としての利用に関して、①水の不足する地域、②他に水源の選択肢がないなどの条件、③当該地域の要請、④農業用水に利用した際の畑作物に対する影響がないことの確認、⑤採算が取れるなどの要件を示しているが、これはガイドライン等があるのか。また、どのように導き出した要件か。

(3) 上記(2)に関連して、上記③は、土地改良法などどのような法令・根拠に基づく要件か。

(回答)

下水道処理水の農業用水としての利用に関しては、国として特段定めたガイドライン等はない。したがって、個々の事業地区ごとに関係者の意向や地域状況等により判断されるものである。

6 代替水源の確保に向けた準備について

(1) 国営中海干拓地によって造成された揖屋干拓地や安来干拓地内に設置された「暫定ため池」の土地取得方法、面積、工期、工事費用等の資料。

(回答)

別添資料③参照

(2) 下水道処理水の利用に関して、先進的な都市である熊本市からの聴き取りによると、約3年の調査期間を費やし、水路も送水管（パイプライン）、ファームポンド等の工事は不要で、利用者からも特段の費用負担は求めているとのことであるが、諫早中央浄化センターの処理水を利用する場合には、センターの地理的位置関係、既存の水路との関係等から、どのように考えられるか。

(回答)

熊本市の西部、石塘堰樋土地改良区（約345ha）において、下水道処理水を農業用水として利用したいとの要請があり、昭和51年度から試験田で6年間、

さらに現地で3年間実証試験を行い、対象水田225ha、対象農家戸数529戸が処理水を農業用水として利用開始している（ホームページ：熊本市の下水道より）。

試験田においては、処理水の希釈割合や適正施肥料の把握、重金属等について調査研究を行い、その後に経過を観察するため3年間現地実証試験を実施したと聞いている。

この場合において、土地改良区（農業者）側にどのような費用負担が発生したかは承知していないが、下水処理場（中部浄化センター）と既設用水路が近接していることから、処理水を用水路に放流することにより、下流の水田で農業用水として利用可能となっているものと考えられる。

一方、諫早干拓地において諫早中央浄化センターの処理水を利用すると仮定した場合、処理水の水質、取水方法、送水方法等様々な項目に対する詳細な検討が必要ではあるが、ご質問の既設の水路との関係では、送水可能な既設用水路が存在せず、干拓地の中央用水機場（浄化センターより約5km）並びに小江用水機場（中央浄化センターより約7km）まで水路の新設が必要であると考えられる。

（3）（2）に関連して、下水処理水を河川水と希釈して、農業用水として利用する場合に、本明川のどのポイントにて合流させるのが、合理的か。

（回答）

潮受堤防締切り以前には、諫早中央浄化センターの地点の更に上流まで塩水が遡上してきているものと承知しているが、下水処理水を河川水と希釈して農業用水として利用するには、様々な項目に対する詳細な検討が必要と考えており、現時点でお答えすることは困難である。

第2 営農の問題に関連する資料

1 本件干拓地内の宅地販売の実施状況に関する資料

（回答）

諫早湾干拓に係る埋立予定地使用処分変更計画（平成21年3月14日）において、宅地の面積は3.0haであり、売渡年度は平成20年度～平成24年度、戸数は概ね10戸となっている。

長崎県を通じて（財）長崎県農業振興公社に確認したところ、平成21年3月時点の宅地販売の実施状況は6件（30区画）で、その面積は27,642m²と聞いている。

2 本件干拓地における営農者の長崎県農業振興公社に対するリース料の納付状況（滞納者がある場合には、その理由）に関する資料

（回答）

長崎県を通じて（財）長崎県農業振興公社に確認したところ、平成21年3月時点におけるリース料の納付状況は、以下のとおりとなっている。

干拓地の営農者数 42件

リース料納付者 41件（分割払い契約4件含む）

滞納者

1件

(滞納者の滞納理由)

平成21年1月に体調を崩し、予定していた作付けが出来なかったことから滞納したとのこと。なお、現在は回復し、作付けを再開され農地のリース料については、本年7月を目途に支払う予定と聞いている。

3 平成20年度における本件干拓農地における全作物の収量、生産量、単価、生産額など、本件干拓農地全体の収益の状況が推測できる資料

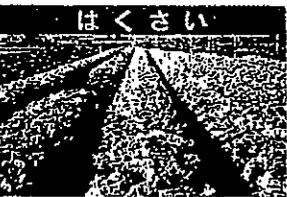
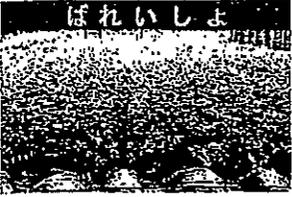
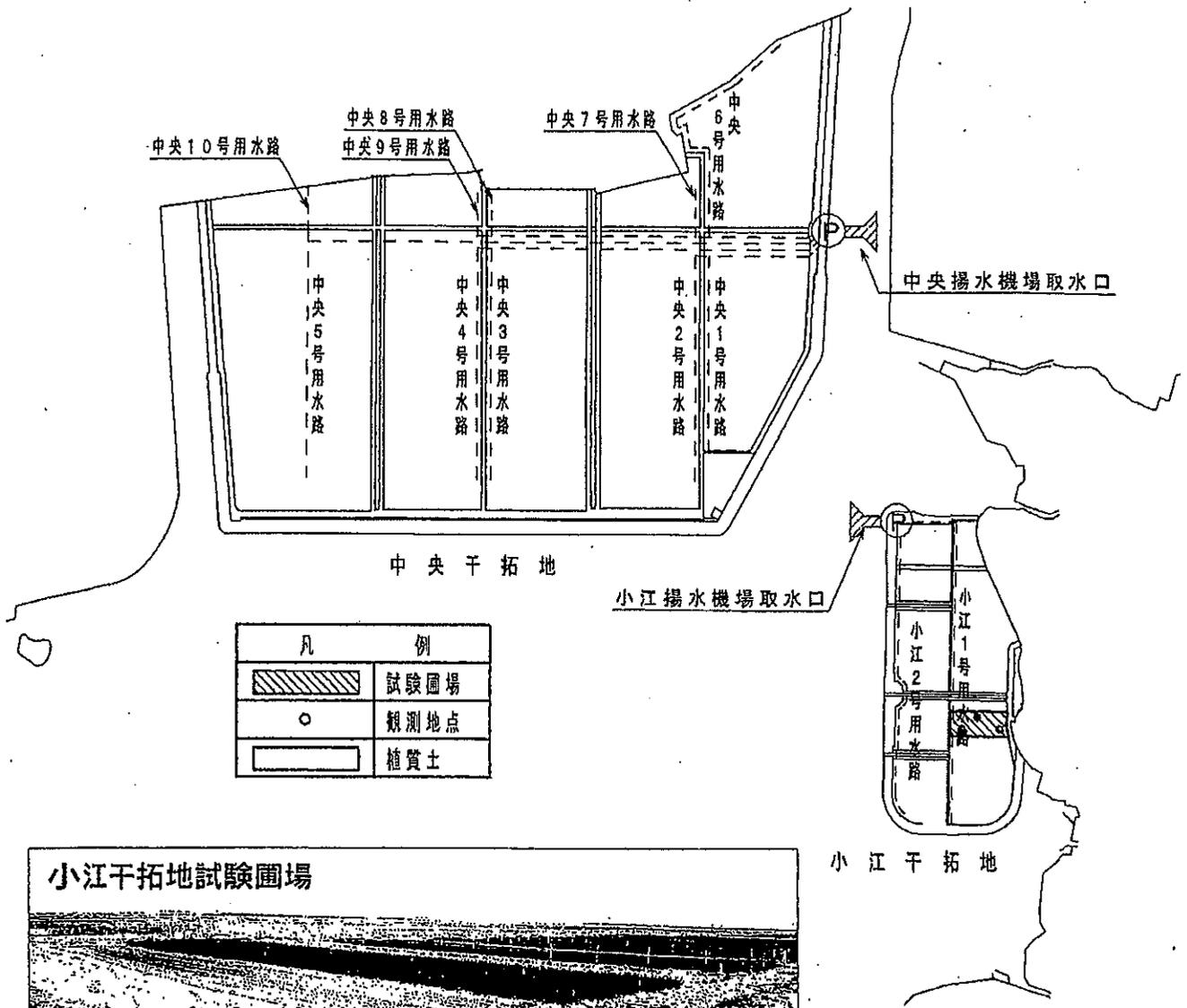
4 / 28 提出予定

4 本件干拓農地では、平成20年度において、「強い農業づくり交付金」により、約32億円が16の経営体に交付されているが、長崎県全域の当該交付金の交付金額及びそのうち本件干拓農地の経営体に対する交付金の占める割合に関する資料

(回答)

別添資料④参照

位置図



日消費水量

日消費水量については、テンシオメーターによる土壌水分調査から日変化を算定し、各年平均値を整数値に切り上げ採用値とした。

計画日消費水量

月	(mm/日)											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日消費水量	2	2	2	3	3	4	5	5	4	3	2	2

国営諫早湾土地改良事業変更計画書における畑地かんがいの消費水量

項目	かんがい日数	日消費水量	作付面積	消費水量
	(日) ①	(mm) ②	(ha) ③	(千m ³) ①×②×③
1月	31	2	482	297
2月	29	2	579	334
3月	31	2	615	379
4月	30	3	615	558
5月	31	3	580	543
6月	30	4	421	502
7月	31	5	214	332
8月	31	5	336	522
9月	30	4	364	434
10月	31	3	427	400
11月	30	2	510	304
12月	31	2	510	314
計				4,920

備考

- 消費水量は、かんがい日数に日消費水量と事業計画上の作付面積を乗じて算出している。
- 消費水量の総量は、月ごとの消費水量の合計としている。
- 日消費水量は、本事業で造成した小江干拓地における日消費水量の実測値である。
- 表中の数値は、四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

平成19年12月25日

担当課	諫早湾干拓室	(財)長崎県農業振興公社
内線電話	2051	3848
直通電話	895-2051	820-6606
担当者	松永、平山	東、山下

諫早湾干拓地農業者の選考結果について

長崎県農業振興公社理事会において、別紙のとおり決定されましたので報告します。

記

1. 諫早干拓地農業者の選考経過について
2. 選考された農業者の概要

諫早湾干拓地農業者の選考経過について

諫早湾干拓地の農業者については、県農業振興公社において、「諫早湾干拓農業者選考委員会」の報告を踏まえて、本日開催された理事会で選考された。その選考審査の経過は次のとおりである。

1、農業者募集

8月3日から9月3日まで実施。62件、996ヘクタールの応募があったところ。

2、選考委員会の設置・開催

委員7名で構成(学識経験者、経済・農業団体関係者、行政関係者)。

7月6日に設立。委員会は4回開催(9月14日、11月26日、12月25日)。募集要領及び選考基準等の検討、応募状況の報告及び選考審査の進め方の検討、農地貸付者(案)及び農地貸付(案)の検討。

なお、委員会及び理事会の選考作業は、公平・公正を期するために全て匿名審査とした。

3、選考審査

(1)事務局において「選考基準」に基づき、応募資格や営農計画の内容等について精査するため、書類審査のほか申出者の所在地で個別面談調査を実施。

個別面談調査は、借受申出者ごとに数回実施(最低1回)。

(2)審査項目(12)を設定して、営農計画の実現性等について点数化して総合的に評価。

(3)第3回選考委員会において上記の評価結果を踏まえ、応募者62件から、営農意欲が高く、営農計画の実現性の高い46件を選考(その後借入辞退1件。45件の借受申し出面積は822ヘクタール(中央629、小江193))。

(4)貸付面積については、予め最小希望面積を聴取し、貸付の公平性、営農計画の実現性等の観点から大規模借受申出者(中央60ヘクタール以上、小江10ヘクタール以上)を中心に調整。

(5)貸付場所(圃場)については、希望するブロックを聴取し、営農類型のゾーニングに沿って、①有機農業、②施設園芸、③飼料作物、④露地野菜の順に配置。可能な限り小規模面積希望者の団地化にも配慮。

(6)12月25日開催の第4回選考委員会において協議の上、干拓農地貸付(案)を提出。同日、農業振興公社理事会において原案どおり決定。

1. 審査項目・評点

審査項目	評点
①営農の基本方針	4
②経営改善計画の実績	1
③環境保全型農業への取り組み	1
④環境保全型農業の実践性	1
⑤生産計画	2
⑥作付体系	2
⑦農業労働力の確保	2
⑧機械・施設の整備計画	2
⑨販売計画	2
⑩資金調達計画	2
⑪経営収支計画	2
⑫その他（農地の適切な利用、技術や技能の経歴、協調性、意向調査等）	4
総合評価点	25

2. 総合評価結果

評価点	該当者数	評価点	該当者数
21点以上	22	13点以下	13
18～20点	15	辞退	4
15～17点	7		
適格団体（長崎県）	1		
計	45	計	17

※15点以上を貸付対象。

選考された農業者の概要

- 1、干拓農地の約8割は諫早湾周辺地域(諫早市及び島原半島3市)の農業者であり、地域農業と一体的な発展が期待される。
県内農業者・農業生産法人への貸付が95%で県内の意欲ある農業者が参入。
- 2、大規模農業経営の実現。
干拓地での経営規模は、農業者(29)1戸当たり平均7.6ha(本県の平均規模1.2ha)。
農業生産法人(15)は約30ha。
- 3、全域で環境保全型農業を実践。
すべてがエコファーマ認定を申請。
環境農業に先進的に取り組む農業者の参入が環境保全型農業(5年以内に有機又は特別栽培の認証取得を目指す。)を促進。
営農開始から有機農業への取組面積は60ha超。
- 4、県戦略品目の野菜、粗飼料の生産拡大が中心。
ばれいしょ、たまねぎ、レタス、にんじん等の生産拡大。
酪農・肉用牛(繁殖)経営の自給飼料の生産拡大、経営体質の強化。
- 5、独自の販売ルートを持つ法人等の参入。
加工・業務用需要への対応や生協・スーパー等との契約取引を実践している法人等が参入。
- 6、法人化の進展による干拓営農。
 - 周辺地域の農業者・法人が新たに法人を設立(3法人)。
技術力を生かして有機農業、施設園芸を拡大。
 - 異業種の機械リース販売業、建設業等が新たに法人を設立(3法人)。
施設園芸、露地野菜の生産販売、特に営業力を生かし外食需要等との直販契約、加工原料を生産。

農地貸付件数・面積

単位:ha

	経営体	計		中央		小江	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積
県内	個人	29	220	25	203	4	17
	法人等	14	416	13 (3)	342	4	74
	計	43	636	38 (3)	545	8	91
県外	個人	—	—	—	—	—	—
	法人等	2	36	2	36	—	—
	計	2	36	2	36	—	—
計	個人	29	220	25	203	4	17
	法人等	16	452	15 (3)	378	4	74
	計	45	672	40 (3)	581	8	91

注) (3)は、中央・小江を併せて貸付。

(地域別)

単位:ha

	件数	面積	個人		法人等	
			件数	面積	件数	面積
諫早市	16	195	12	95	4	100
雲仙市	13	128	11	79	2	49
島原市	4	96	2	11	2	85
南島原市	5	104	2	17	3	87
小計(周辺地域)	38	523	27	202	11	321
その他	5	113	2	18	3	95
県内計	43	636	29	220	14	416
県外	2	36	—	—	2	36
合計	45	672	29	220	16	452

(規模別)

単位:ha

	件数	面積	個人		法人等	
			件数	面積	件数	面積
60ha以上	1	61	—	—	1	61
42ha以上60ha未満	2	102	—	—	2	102
30ha以上42ha未満	5	174	—	—	5	174
上記小計	8	337	—	—	8	337
18ha以上30ha未満	3	71	—	—	3	71
6ha以上18ha未満	15	165	13	136	2	29
3ha以上6ha未満	19	99	16	84	3	15
計	45	672	29	220	16	452

別添資料③

国営中海干拓地によって造成された揖屋干拓地や安来干拓地内に設置された「暫定ため池」の土地取得方法、面積、工期、工事費用等の資料。

工区名	揖屋	安来
土地取得方法	島根県農業開発公社 から無償借地	島根県農業開発公社 から無償借地
面積(ため池用地)	7.49ha	6.55ha
工期	昭和63年度	昭和63年度
工事費(注1)	334百万円	341百万円

注1 水源施設、送水管（水源～暫定ため池）を含む

別添資料④

平成20年度強い農業づくり交付金

	件数	事業費(円)	割合
長崎県全体	58	5,219,615,071	
うち諫早湾干拓地	16	3,253,904,363	62.3%

- ・強い農業づくり交付金は諫早湾干拓地域も含めて、地元から申請のあった事業主体を対象としている。
- ・平成20年度については、申請があった全ての事業主体(内容を精査)の計画を認定しており、上記は平成21年1月27日現在の交付申請額。